	母性看護学	二
	精神看護学	二
	看護の統合と実践	二
合　計		一〇二（一〇〇）

備考　一　単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二　次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学

ロ　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。）又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

ハ　診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ　臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

ホ　理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

ヘ　視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト　臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

チ　義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ　救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

ヌ　言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

三　保健師学校養成所と併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表一に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

四　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十九単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十二単位以上及び専門分野四十三単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

五　臨地実習の総単位数二十三単位から各教育内容の単位数の合計を減じた六単位については、学校又は養成所が教育内容を問わず定めることができるものとする。

別表三の二の二を次のように改める。

別表三の二（第四条関係）

教育内容	単位数
基礎分野	
科学的思考の基盤	八
人間と生活・社会の理解	

専門基礎分野	人体の構造と機能	一〇
	疾病の成り立ちと回復の促進	四
	健康支援と社会保障制度	
専門分野	基礎看護学	六
	地域・在宅看護論	五
	成人看護学	三
	老年看護学	三
	小児看護学	三
	母性看護学	三
	精神看護学	三
	看護の統合と実践	四
	臨地実習	一六
	基礎看護学	二
	地域・在宅看護論	二
	成人看護学	四
	老年看護学	二
	小児看護学	二
	母性看護学	二
	精神看護学	二
	看護の統合と実践	二
合　計		六八

備考　一　単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。ただし、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項の規定の例による。

二　通信制の課程における授業は、大学通信教育設置基準第三条第一項及び第二項に定める方法により行うものとする。ただし、同課程における臨地実習については、同条第一項に定める印刷教材等による授業及び面接授業並びに病院の見学により行うものとする。

三　次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令に基づく大学

ロ　歯科衛生士法第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。）又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

ハ　診療放射線技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ　臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

ホ　理学療法士及び作業療法士法第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

ヘ　視能訓練士法第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所